

利用料金

(1) 短期入所療養介護 基本料金

① 施設利用料【基本型】（1日あたりの自己負担分）

要介護度	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		ユニット型個室	多床室		
1	1割負担	856 円	850 円	1食あたり 朝) 540 円 昼) 665 円 夕) 650 円 おやつ) 75 円 (非課税) *減額制度あり	1日あたり ・ユニット個室 2,006 円 ・多床室 530 円 (非課税) *減額制度あり
	2割負担	1,711 円	1,699 円		
	3割負担	2,567 円	2,548 円		
2	1割負担	903 円	900 円		
	2割負担	1,806 円	1,800 円		
	3割負担	2,709 円	2,699 円		
3	1割負担	969 円	965 円		
	2割負担	1,937 円	1,929 円		
	3割負担	2,906 円	2,893 円		
4	1割負担	1,024 円	1,018 円		
	2割負担	2,048 円	2,036 円		
	3割負担	3,072 円	3,054 円		
5	1割負担	1,078 円	1,074 円		
	2割負担	2,155 円	2,147 円		
	3割負担	3,232 円	3,220 円		

② 施設利用料【強化型】（1日あたりの自己負担分）

要介護度	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		ユニット型個室	多床室		
1	1割負担	903 円	899 円	1食あたり 朝) 540 円 昼) 665 円 夕) 650 円 おやつ) 75 円 (非課税) *減額制度あり	1日あたり ・ユニット個室 2,006 円 ・多床室 530 円 (非課税) *減額制度あり
	2割負担	1,806 円	1,798 円		
	3割負担	2,709 円	2,696 円		
2	1割負担	981 円	977 円		
	2割負担	1,962 円	1,954 円		
	3割負担	2,943 円	2,930 円		
3	1割負担	1,046 円	1,042 円		
	2割負担	2,091 円	2,083 円		
	3割負担	3,137 円	3,124 円		
4	1割負担	1,104 円	1,100 円		
	2割負担	2,208 円	2,200 円		
	3割負担	3,312 円	3,300 円		
5	1割負担	1,164 円	1,160 円		
	2割負担	2,327 円	2,319 円		
	3割負担	3,491 円	3,479 円		

* ③食費・居住費の減額について

	食費	居住費【ユニット型個室】	居住費【多床室】
第1段階	300 円	820 円	0 円
第2段階	390 円	820 円	370 円
第3段階	650 円	1,310 円	370 円

*居住費・食費については負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額になります。

※ 食費に関しては令和3年8月1日より変更になる予定です。

* 高額介護サービス費について

- ・1割負担額が、決められた額を上回った場合、申請により戻る場合があります。

(第1段階 15,000円 第2段階 15,000円 第3段階 24,600円 第4段階 44,400円)

現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 44,400円)

令和3年8月1日より 年収約383万円～770万円未満の方 →44,000円

年収約770万円～1,160万円未満の方 →93,000円

年収約1160万円以上の方 →140,100円

④加算項目

	内 容	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日あたりの 自己負担分		備 考
1	夜勤職員配置加算	246円	1割	25円/日	利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う看護・介護職員の配置をしている場合に算定
			2割	50円/日	
			3割	74円/日	
2	個別リハビリテーション実施加算	2,464円	1割	247円/回	短期入所療養介護利用にあたり、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同してリハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に算定
			2割	493円/回	
			3割	740円/回	
3	認知症ケア加算	780円	1割	78円/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、認知症専門棟にてケアを行った場合に算定
			2割	156円/日	
			3割	234円/日	
4	認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,054円	1割	206円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護が必要であると判断した者に対して短期入所療養介護を行った場合に算定（開始日から起算して7日を限度として算定
			2割	411円/日	
			3割	617円/日	
5	若年性認知症利用者受入加算	1,232円	1割	124円/日	若年性認知症利用者を受け入れた場合に算定
			2割	247円/日	
			3割	370円/日	
6	緊急短期入所受入加算	924円	1割	93円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急で行った場合に算定（開始日から起算して7日を限度として加算。利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病などやむを得ない事情がある場合は14日を限度）
			2割	185円/日	
			3割	278円/日	
7	重度療養管理	1,232円	1割	124円/日	要介護4又要介護5の利用者であり、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合算定
			2割	247円/日	
			3割	379円/日	

8	送迎加算	1,889 円	1 割	189 円/回	送迎を行った場合に算定（片道につき）
			2 割	378 円/回	
			3 割	567 円/回	
9	療養食加算	82 円/回	1 割	9 円/回	療養食を提供した場合、1 日につき 3 回を限度として算定
			2 割	17 円/回	
			3 割	25 円/回	
10	緊急時治療管理	5,319 円	1 割	532 円/回	利用者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となる利用者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合に算定。（1 回に連続する 3 日を限度）
			2 割	1,064 円/回	
			3 割	1,596 円/回	
11	特定治療	医科診療報酬点数表			やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔、又は放射線治療について、老人医科診療報酬点数表により算定する点数に 10 円を乗じた額を算定。
12	総合医学管理加算	2,824 円	1 割	283 円/日	治療管理を目的とし、計画に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合 7 日を限度として算定。（①診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行う②上記内容を診療録に記載③かかりつけ医に対し、診療情報を示す文書を添えて必要な提供を行うこと）
			2 割	565 円/日	
			3 割	848 円/日	
13	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 3.9%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善案等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
14	特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 2.1%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善案等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
15	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	225 円	1 割	23 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上で配置している、もしくは勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合に算定
			2 割	45 円/日	
			3 割	68 円/日	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	184 円	1 割	19 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 60%以上で配置している場合に算定
			2 割	37 円/日	
			3 割	56 円/日	
16	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	349 円	1 割	35 円/日	当該施設が、厚生労働大臣が定める基準（在宅復帰・在宅療養支援等指標）に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合、入所者全員について算定。
			2 割	70 円/日	
			3 割	105 円/日	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	472 円	1 割	48 円/日	
			2 割	95 円/日	
			3 割	142 円/日	

- ※ 償還払いの場合は、一旦、介護報酬の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行致します。後日、当該市区町村の介護保険の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- ※ ※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間基本報酬に0.1%上乘せとなります。

(2) 介護予防短期入所療養介護

①施設利用料（1日あたりの自己負担分）

(1) 基本料金

① 施設利用料【基本型】（1日あたりの自己負担分）

要支援	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		ユニット型個室	多床室		
1	1割負担	638円	627円	1食あたり 朝) 540円 昼) 665円 夕) 650円 おやつ) 75円 (非課税) ※減額制度あり	1日あたり ・ユニット個室 2,006円 ・多床室 530円 (非課税) ※減額制度あり
	2割負担	1,276円	1,253円		
	3割負担	1,914円	1,880円		
2	1割負担	804円	789円	1食あたり 朝) 540円 昼) 665円 夕) 650円 おやつ) 75円 (非課税) ※減額制度あり	1日あたり ・ユニット個室 2,006円 ・多床室 530円 (非課税) ※減額制度あり
	2割負担	1,607円	1,578円		
	3割負担	2,410円	2,367円		

② 施設利用料【強化型】（1日あたりの自己負担分）

要支援	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		ユニット型個室	多床室		
1	1割負担	684円	676円	1食あたり 朝) 540円 昼) 665円 夕) 650円 おやつ) 75円 (非課税) ※減額制度あり	1日あたり ・ユニット個室 2,006円 ・多床室 530円 (非課税) ※減額制度あり
	2割負担	1,368円	1,352円		
	3割負担	2,052円	2,028円		
2	1割負担	851円	839円	1食あたり 朝) 540円 昼) 665円 夕) 650円 おやつ) 75円 (非課税) ※減額制度あり	1日あたり ・ユニット個室 2,006円 ・多床室 530円 (非課税) ※減額制度あり
	2割負担	1,701円	1,678円		
	3割負担	2,551円	2,517円		

③食費 居住費の減額について

	食費	居住費 【ユニット型個室】	居住費 【多床室】
第1段階	300円	820円	0円
第2段階	390円	820円	370円
第3段階	650円	1,310円	370円

※食費に関しては令和3年8月1日より変更の予定です。

※ 居住費・食費については負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額になります。

※ 高額介護サービス費について

・1割負担額が、決められた額を上回った場合、申請により戻す場合があります。

(第1段階 15,000円 第2段階 15,000円 第3段階 24,600円 第4段階 44,400円
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 44,400円)

令和3年8月1日より 年収約383万円～770万円未満の方 →44,000円
年収約770万円～1,160万円未満の方 →93,000円
年収約1,160万円以上の方 →140,100円

③ 加算項目 (1日あたり)

	内 容	1日あたりの利 用料金	介護保険適用時の1日あ たりの自己負担額		備 考
1	夜勤職員配置加算	246 円	1 割	25 円/日	利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う看護・介護職員の配置をしている場合に算定
			2 割	50 円/日	
			3 割	74 円/日	
2	個別リハビリテーション実施加算	2,464 円	1 割	247 円/回	介護予防短期入所療養介護利用にあたり、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同してリハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に算定
			2 割	493 円/回	
			3 割	740 円/回	
3	認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,054 円	1 割	206 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要であると判断した者に対して、介護予防短期入所療養介護を行った場合に算定（開始日から起算して7日を限度として算定可能とする）。
			2 割	411 円/日	
			3 割	617 円/日	
4	若年性認知症利用者受入加算	1,232 円	1 割	124 円/日	若年性認知症利用者を受け入れた場合に算定
			2 割	247 円/日	
			3 割	370 円/日	
5	送迎加算	1,889 円	1 割	189 円/回	送迎を行った場合に算定（片道につき）
			2 割	378 円/回	
			3 割	567 円/回	
6	療養食加算	82 円/回	1 割	9 円/回	療養食を提供した場合、1日につき3回を限度として算定
			2 割	17 円/回	
			3 割	25 円/回	
7	緊急時治療管理	5,319 円	1 割	532 円/回	利用者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となる利用者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処理等が行われた場合に算定（1回に連続する3日を限度）
			2 割	1,064 円/回	
			3 割	1,596 円/回	
8	特定治療	医科診療報酬点数表			やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、老人医科診療報酬点数表により算定する点数に10円を乗じた額を算定
9	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に3.9%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善案等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
10	特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に2.1%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善案等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
11	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	225 円	1 割	23 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上配置している、もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に算定
			2 割	45 円/日	
			3 割	68 円/日	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	184 円	1 割	19 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上で配置
			2 割	37 円/日	

			3 割	56 円/日	
12	在宅復帰・在宅療養支援 機能加算Ⅰ	349 円	1 割	35 円/日	当該施設が、厚生労働大臣が定める基準（在宅 復帰・在宅療養支援等指標）に適合するものと して都道府県知事に届け出た場合、入所者全員 について算定。
			2 割	70 円/日	
			3 割	105 円/日	
	在宅復帰・在宅療養支援 機能加算Ⅱ	472 円	1 割	48 円/日	
			2 割	95 円/日	
			3 割	142 円/日	

※ 償還払いの場合には、一旦、介護報酬額の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行致します。後日、当該区役所の介護保険の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けられます。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間基本報酬に0.1%上乘せとなります。

(3) その他の費用

	項 目	料 金	内 容
1	日常生活品費	255 円/日 (非課税)	日用品として、個人的に使用していただくタオル類、おしぼり等、施設で用意するものをご利用頂く場合
2	教養娯楽費（クラブ活動費）	※実費	個人的に行なうレクリエーション、趣味活動等で使用する折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等の遊具など、施設で用意する物をご利用頂く場合
3	テレビ使用料	※165 円/日 (税込)	個人的に、居室でテレビを観賞する場合
4	電気使用料金	※別途参照	お持ち頂けない物もある為、個別的に電化製品をお持ち頂く場合はご相談下さい。（別途契約が必要です）
5	理美容費	※別途参照	ご希望され、実施された場合に別途料金が発生します。
6	写真代	※22 円/1 枚 (税込)	施設内行事で撮った写真代（希望者）
7	室料差額	※550 円（税 込）	個室(ユニット)にご入所の方で、1日に発生するご料金です。外泊中も発生します。
8	委託洗濯代	別途参照	個人的に委託業者との契約に基づき、お申込みされた場合に毎月別途料金が発生します。
9	コピー代（サービス提供記録）	※11 円/1 回 (税込)	ご希望され、複写物を交付した場合に頂く料金